

技 第 4 4 6 号
令和 8 年 7 月 2 9 日

隠岐支庁長関係各局長
農林水産部関係各課長
各農林水産振興センター所長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部 技術管理課長
(農林設計基準係)

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する運用について、下記のとおり実施することとしますのでお知らせします。

なお、本通知は市町村へも別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部森林整備課が所管する建設工事（森林整備工事を含む。）

2. 適用

本通知は、令和 8 年 8 月 1 日以降に起案した発注工事から適用する。

なお、それ以前に起案した発注工事（既契約工事を含む。）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

3. 実施方法

令和 8 年 6 月 30 日付け技第 330 号「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）」の定めるところによる。

ただし、上記通知による運用については、調達検討資材の納期遅延を考慮し工程の見直しを図った上で、調達検討資材の納期が間に合わない場合や代替資材を使用すること等で優位性が確保できる場合に適用すること。

4. 留意事項

発注者は、調達検討資材に供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認されたと受注者より協議があった場合は、資材注文の遅れといった受注者の責によらないことを確認すること。

土木部 技術管理課

農林設計基準係

電話：0852-22-5942

E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp